明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二一四）　一
〔公告〕
諸事項　一
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金変更関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五

告示

○総務省告示第二百二十四号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三日

総務大臣　原口　一博

第一項の表中百十二の項を百十五の項とし、五十八の項から百十一の項までを三項ずつ繰り下げ、

五十七　証明規則第二条第一項第十九号の二に掲げる無線設備	別表第四十四

を

五十八　証明規則第二条第一項第十九号の二に掲げる無線設備	別表第四十四
五十九　証明規則第二条第一項第十九号の二の二に掲げる無線設備	別表第四十三
六十　証明規則第二条第一項第十九号の二の三に掲げる無線設備	別表第四十四

に

改め、五十六の項を五十七の項とし、十九の項から五十五の項までを一項ずつ繰り下げ、

十七　証明規則第二条第一項第四号の三に掲げる無線設備	別表第十七
十八　証明規則第二条第一項第四号の四に掲げる無線設備	別表第十八

を

十七　証明規則第二条第一項第四号の四に掲げる無線設備	別表第十七
十八　証明規則第二条第一項第四号の五に掲げる無線設備	別表第十八
十九　証明規則第二条第一項第四号の六に掲げる無線設備	別表第十八

に

改める。

別表第十七を削り、別表第十八を別表第十七とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第十八　証明規則第２条第１項第４号の５及び６に掲げる無線設備の試験方法

第一　変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式を用いるもの

一　一般事項

1　試験場所の環境条件

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

(2)　その他の場合

周波数の偏差についての試験の場合は、(1)に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。

2　電源電圧

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2)　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。